

## 県西地域医療構想調整会議設置要綱の一部改正について

### 1 改正の趣旨

2025 年を見据えた医療機関ごとの役割や病床数について、より個別具体的な協議を行うため、地域医療構想調整会議の部会として、病院及び有床診療所会議を設置しようとするものである。

### 2 改正の内容

部会の設置に係る条項を追加する。

要綱案新旧対照表

改 正 案	現 行 要 綱
<p>(部 会)</p> <p><u>第 7 条</u> 議長は、必要に応じて部会を設置することができる。</p> <p>(事務局)</p> <p><u>第 8 条</u> 調整会議の事務局は、県西健康福祉センターに置く。</p> <p>(その他)</p> <p><u>第 9 条</u> この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、県西健康福祉センター所長が別に定める。</p>	<p>(事務局)</p> <p><u>第 7 条</u> 調整会議の事務局は、県西健康福祉センターに置く。</p> <p>(その他)</p> <p><u>第 8 条</u> この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、県西健康福祉センター所長が別に定める。</p>

### 3 実施期日

平成 年 月 日